

極秘・秘・取扱注意・平

極秘作成部数 部の内 号

秘密指定権者決裁

秘密 平成 年 月 日迄、公表迄
指定 決定迄、署名迄、保存期間に同じ
期間指 定 事 由 1個人情報 4公安秩序
(情報公開法 2法人情報 5内部検討
第5条該当号数) 3外交情報 6事務支援

報 告・供 覧

○大臣	○秘書官	主管	保 存 期 間
○副大臣			(30年) (10年) (5年)
○副大臣			(3年) (1年) (1年未満)
○大臣政務官			平成 年 月 日迄
○大臣政務官			注:満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。
○事務次官		情報公開室長	完結 平成 年 月 日
外務審議官		首席事務官	起案 平成 年 月 日
外務審議官		鶴下さん	22 4 20
○官房長			起案者 電話番号
●秘書官が御了承とする場合には丁承 日付を決裁時に記入すること。			小川 3647

回覧先

○官房総務課長

OCIP配布

下記の件に関し報告・供覧します。

件名 情報公開法改正の動き(行政透明化検討チーム
第1回会合の開催)

- 枝野行政刷新担当大臣の下で、行政の透明性のあり方を検討するために「行政透明化検討チーム」が設置され、行政機関情報公開法の改正について検討が行われることとなった。同チームは内閣府政務三役と有識者により構成され、同チームの検討結果を6月中にとりまとめ、本年の臨時国会で改正を目指す考えである由。
- 20日、同チーム第1回会合が行われ、枝野大臣より情報公開法の改正の方向性案が提示された(5日に、内閣府行政刷新事務局職員より西村政務官に説明があった内容と概ね同じ)。同改正の方向性案には、当省の事務に関係が深い点として以下が含まれる。
 - 不開示事由につき、國の安全等に関する情報に關し、(おそれがあると)「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を削除し、行政機関の長の裁量を狭める。
 - 不開示決定をする際にその具体的理由を記述させる(行政手続法が定めている理由付記より重いものを想定)。
 - 開示決定期限を請求日から14日とする。(現行は30日)
 - 訴訟において、インカメラ審理(裁判所が不開示部分の内容を原告には開示することなく見分する審理)を導入する。
- 今次会合では、大臣挨拶に続き、情報クリアリングハウス理事よりユーザーサイドからの状況説明があり、その後出席者各々の立場から改正案に対する考えが示された。(了)

平成 22 年 4 月 20 日午前 10 時から中央合同庁舎第 4 号館において第 1 回行政透明化検討チーム会合が行われたところ、概要次のとおり。

1. 議事次第は資料 1 のとおり行われた。
2. 議事にしたがって行われた説明、発言等のうち、主なものは概要以下のとおり。

(1) 大臣挨拶

情報公開法の改正は政治主導による行政の実験であることなど、資料 6 の第 1 及び第 2 パラグラフに沿った発言の後、本会議は有識者の集まりであり、専門的な議論を行いたい、政府の独りよがりにならないように国民、利用者の広い意見を取り入れたい旨を追加。

なお、委員からの質問に対して、

- ①場合によっては検討会の開催回数を増やすこともあり得る、
- ②本チームで検討した結果を大臣案としてまとめて、法律改正の方向性を決定したい、
- ③霞ヶ関では新政権と一緒にやっていこう機運も生まれており、議員立法ではなく、行政機関の意見も聞きつつ政府案としてまとめていきたい旨を回答した。

(2) 出席者自己紹介(抜粋)

ア 逢坂総理大臣補佐官

情報公開法を制定したくて政治家になった。

イ 中島桜美林大学講師

新聞記者時代に 1,000 件近い情報公開請求を行い、異議申立ても行ってきたことが今回参加を要請された理由と考えている。

ウ 藤原筑波大学大学院教授

アメリカではほぼ十年ごとに情報公開法が改正されており、日本でも同法を改正してもよい時期になっている。ただし、アメリカでの改正は広がる方向であったり、狭まる方向であったり、様々である。また、情報公開法改正のための検討期間が 2 ヶ月というのは極めて短い。

エ 村松日本大学教授

自分は公務員であるが、カナダの情報公開法を研究してきた経験があり、また、情報公開・個人情報保護審査会立ち上げから 3 年間、事務局長を務めた経験もある。

(3) ユーザーサイドからの状況説明

三木クリアリングハウス理事が資料5に基づき状況を説明した。主な主張は、次のとおり。

ア 公文書の定義をしっかりとすべき。国民の財産であるとの認識に欠ける。

対応が省庁によって対応が異なっている

イ 不存在の場合の決定理由で、当該文書を作らなかつたのか、廃棄したのか、公文書に当たらないのかが不明なものが多い。

ウ 一度、不存在あるいは不開示と決定しても、異議申立てを行うと、突然、対象文書が出てきたり、開示されたりすることがある。

エ 1号不開示理由が「識別型」になっており、公務員でない限り、発言内容が一律に不開示となっていることが多い。

(4) 自由討論における政治家、委員の主な発言概要

ア 藤原委員

3号、4号の規定振りについては、時間をかけて検討する必要がある。また、裁判においてインカメラ審理を取り入れるのであれば、規定の仕方も変わってくると思われる。

14日で開示決定を行うというのはアメリカの規定で、地方公共団体も導入しているが、それは3号、4号の審査が不要だからではないか。長期の延長を行っているのは、外務省、防衛省、警察庁、宮内庁であり、審査期間の長さと3号及び4号との関係を調べる必要がある。また、アメリカでもその後の改正で20日とされている。

「相当の部分」の開示決定等から60日以内ですべての開示決定期限を切る場合には、大量請求に対する対処方法を考えておく必要がある。(注:「相当の部分」の決定を何日以内に行う必要があるかについては、資料7-2には記載されていない。)

イ 階総務大臣政務官

内閣総理大臣、官邸に権限を集中するのは無理がある。クラウドシステムに保存されるデータの取り扱いはどうなるのか。行政文書が国民の共有財産という観点からは、ホームページで公開するなど、行政側が積極的に公開することが望ましいのではないか。

上記のコメントに対し、事務局より適宜回答。

ウ 逢坂補佐官

行政文書の定義が重要なことが、三木委員の話からよく理解できた。大臣は公文書法改正は困難と言われたが、情報公開法の規定に基づき公文書管理法の規定振りを検討した経緯があるので、両法同時の改正も検討すべきと考える。

エ 松村委員

自分が審査会にいた頃には、行政文書の対象を広く解釈する答申が出ていた。行政文書か、個人文書かを争うべきではないと、行政庁に言っていた。

1号不開示をプライバシー型に近づける努力は、運用でも可能ではないか。

審査会を諮問機関ではなく裁決機関とするとの議論はこれまでにもあったが、裁決機関とすることにより、機能がかえって低下する可能性が高いと認識。

法改正によって対処すべきものと、運用の改正により対処すべきものを分ける必要がある。

オ 三宅弁護士

部分開示については、独立一体の文書という考え方を取らせないことが重要。平成19年1月の最高裁判決でも、有意な情報がない場合だけ、部分開示の必要は無いとしている。

3号、4号に関する不開示該当理由の妥当性に関する答申の説明は、不十分と思われる。

審査会を裁決機関とするのか否かは、行政不服審査法の改正にも関わってくる問題。

宮内庁が明治時代の文書を行政文書として保有しているという話が出たが、検察庁も状況は同じで、226事件や大逆事件に関する文書は未だに公開されていないし、何が保管されているかすら解らない状態である。

(了)

今後の進め方（案）

第1回検討会（4月20日（火）10：30～12：00）
大臣案提示等

参集者の自己紹介、大臣案提示、ユーザーサイドからの状況説明

→ パブリック・コメント開始

第2回検討会（5月19日（水）18：00～20：00）
ヒアリング、フリートーキング

情報公開制度の運用状況につきヒアリング、審査会の機能、不開示情報及び手続きにつきフリートーキング

第3回検討会（5月26日（水）10：00～12：00）
パブリック・コメントの検討等

パブリック・コメントの結果の検討、対象法人の拡大、司法部門・立法部門の情報公開制度等につきフリートーキング

第4回検討会（6月8日（火）18：00～20：00）
大臣案再提示、とりまとめ

大臣案再提示、フリートーキング、とりまとめ

第5回検討会（6月23日（水）10：00～12：00）予備日

配布資料一覧

- ・座席表
- ・資料 1 議事次第
- ・資料 2 出席予定者名簿
- ・資料 3 行政透明化検討チームについて
- ・資料 4 行政透明化検討チーム 運営要領（案）
- ・資料 5 請求者の立場から見た情報公開法の状況
- ・資料 6 行政の透明化に向けて
- ・資料 7－1 情報公開制度の改正の方向性の概要
- ・資料 7－2 情報公開制度の改正の方向性について

行政透明化検討チーム

議事次第

日時：平成22年4月20日（火） 10：30～12：00

場所：中央合同庁舎第4号館第1特別会議室

1. 開会
2. 枝野行政刷新担当大臣挨拶
3. 出席者紹介
4. 会議の運営について
5. ユーザーサイドからの状況説明
6. 大臣案提示
7. 自由討論
8. 今後の進め方について
9. 閉会

行政透明化検討チーム出席予定者名簿

座長	内閣府特命担当大臣（行政刷新）	枝野 幸男
座長代理	弁護士	三宅 弘
事務局長	内閣府大臣政務官	泉 健太
	内閣総理大臣補佐官	逢坂 誠二
	総務大臣政務官	階 猛
	立教大学教授	渋谷 秀樹
	桜美林大学講師	中島 昭夫
	慶應義塾大学教授	橋本 博之
	筑波大学大学院教授	藤原 静雄
	日本大学教授	松村 雅生
	情報公開クリアリングハウス理事	三木 由希子

行政透明化検討チームについて

趣旨・概要

- 行政の透明性のあり方を検討するため、内閣府特命担当大臣（行政刷新）を座長とし、政務三役等及び有識者で構成する「行政透明化検討チーム」を設置する。

座長 枝野幸男 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
座長代理 三宅 弘 弁護士
事務局長 泉 健太 内閣府大臣政務官
構成員 逢坂誠二 内閣総理大臣補佐官
階 猛 総務大臣政務官 及び有識者

- まずは、国の情報公開制度に関して、主として行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律について抜本的見直しを図るべく集中的な検討を加え、6月中を目途に一定のとりまとめを行う。
- 有識者メンバーは、当面、以下のとおりとする。(敬称略・五十音順)

渋谷秀樹 立教大学教授
中島昭夫 桜美林大学講師
橋本博之 慶應義塾大学教授
藤原静雄 筑波大学大学院教授
松村雅生 日本大学教授
三木由希子 NPO 法人情報公開クリアリングハウス理事
必要に応じ、オブザーバーの参加もある。

庶務

検討チームの庶務は、内閣府において処理する。

行政透明化検討チーム 運営要領（案）

行政透明化検討チーム（以下、「会議」という。）の運営については、会議の決定により、次のとおり定める。

1 議事の進行

会議の進行は事務局長が務める。

事務局長が出席できない場合は、事務局長の指名する者が代理として、その職務を代行する。

2 会議内容の取扱い

(1) 会議は、原則として傍聴により公開する。

傍聴者、傍聴場所、傍聴手続等については、別途事務局長の定めるところによる。

(2) 会議開催後、座長又は座長の指名する者から、記者に対してブリーフィングを行う。

(3) 公開した会議の議事録及び提出資料は、公表する。

3 その他

運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が会議に諮り、決定する。

2010年4月20日

請求者の立場から見た情報公開法の状況

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事 三木 由希子

1 はじめに

- ・ この報告は、数字で見ることのできる情報公開法の運用上の問題は別の機会での議論に譲り、情報公開請求者として行き当たる法の解釈運用で、法改正の重要な論点と考えられるものに絞る。
- ・ 報告者の立場としては、国・自治体に対して情報公開制度による公開請求を行い、非公開決定等に対して不服申し立て、訴訟を行っている制度利用の当事者、NPOとして制度利用者の支援を行う立場、自治体においては情報公開条例の制定・改正に第三者機関の委員として関わり、また、情報公開・個人情報審査会委員として個別の権利救済に関わるという面での当事者、という3つの立場がある。

2 請求者から見た情報公開法の問題点

- ・ 行政文書が「みんなのもの=共有財産」となっていない（行政文書管理の問題、開示請求をする際の手続、対応の問題、手数料の問題など）
- ・ 法の基礎となる何が行政文書なのか、何を行政文書としているのか請求者からはわからない
- ・ 常識的に見て理解しがたい不存在、不開示決定がある
- ・ 広い意味での情報公開（情報提供）に向けてのリーダーシップと、市民が欲しい情報を自ら求める情報公開請求の現場では温度差がある
- ・ 総じて、運用レベルで恣意的な判断の余地が大きく、法律の規定上、そうした運用が許容されるものとなっている

3 法の目的の見直しの必要性

- ・ 行政文書を「みんなのもの=共有財産」（公文書管理法の目的規定で言えば「国民共有の知的資源」）と位置づけ、それに対する国民の知る権利の保障を明確に位置付ける。
- ・ 情報公開法が何のための法律かということを明確にして解釈運用指針とし、また、「みんなのもの」である行政文書の管理を行う公文書管理法との関連を明確にする。

4 情報公開法の基礎となる「行政文書」をめぐる問題

(1) 現行の「行政文書」の定義の問題

①何を「組織共用文書」としているのかが問題

- 課長級説明で使用したものについて作成保存・・・12省庁
- 課長補佐級説明で使用したものについて作成保存・・・2省庁
- その他（説明内容等により判断する）・・・5省庁

「文書管理に係る現状調査結果」（内閣官房公文書管理検討室）より

②「組織共用文書」の解釈の形式化

例えば、

- ・ 司法試験委員会の会議内容の録音物をたまたま職員が一人しか利用していないかったことを理由として「個人メモ」と解釈
- ・ 外部委託した調査研究の報告書の根拠となる個別データについて、行政機関が「保有」していないことを理由に不存在
- ・ 行政機関としての職務遂行上必要なものとして作成される文書と、行政文書として実際に管理されているものとの間に相当のかい離が存在する可能性
- ・ 結果的に、開示請求の対象とならないようにいかに個人メモとしての体裁を整えるかに熱心になる傾向を生む
- ・ 行政文書は、職務遂行上で作成・取得されたものを包括的に含み、それを管理する仕組みとすることの方が、職務遂行の実態と整合したものとなる。
- ・ 情報公開法の行政文書の定義は、公文書管理法で準用されており、この定義をどうするかが、今後、公文書として何が法的に管理されるかを左右する重要な論点。情報公開法においても、何に開示請求権が及ぶかを決める重要な論点。

(2) 不存在ケース

- ・ 行政文書に該当しないことを理由とした文書不存在
- ・ 不存在文書が一転、発見されるケース
→法の運用の信頼性に関わる問題。この問題の検討は、公文書管理法による裏付けが必要

5 不開示事由の問題

(1) 個人情報（5条1号）

- ・ 個人識別型を採用していることが問題。
- ・ 深刻な問題としては、政府にはさまざまな立場の人が政策形成、意思形成に関わっており、公務員としての身分を持っていないと、一般私人と等しく個人情報をと

してその人の発言・助言内容や、誰が関与したのかが不開示となる

✓ 第三者機関も、いわゆる審議会ではなく私的諮問機関が多用されるようになり、
公務員としての身分を持たずに審議等に関わっていることが多い

✓ 政府として、さまざまな場面で専門家の助言を求めることがある

- 個人識別情報であっても公表情報、公表予定情報は開示できる規定となっているが、適用について疑問のある運用（例：新聞記事の部分開示）
- 現行規定は、いわゆる形式秘の形をとっている。個人情報として何を保護する必要があるのかは重要な論点

(2) 法人情報（5条2号）

- 何を法人の利益として保護しているか不明確な運用（情報公開・個人情報保護審査会答申と実際の解釈運用の矛盾）
- 絶対開示事由の適用がほとんどない

(3) 外交・防衛関係、犯罪検査関係（5条3号、3号）

- 「行政機関の長が認めるにつき相当の理由」という規定の削除

(4) 審議検討情報（5条5号）

- 単独で適用して不開示とすることは非常に少ない
- 規定上の「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」は、市民によるさまざまな意見表明や意思表示を理由とした適用がある。
- 政府の諸活動に対する市民のさまざまな意見表明や意思表示を、何が正当で何が正当ではないかを区分けすることになるため、規定として何を保護法益とするか非常に不明確で恣意性が入りやすい
- 規定の削除を検討すべき

6 その他の情報公開法の課題

(1) 開示等決定時の理由付記

- 何を理由に不開示となったのかの理由付記が不十分。とりわけ、不存在の場合は、「行政文書として作成・取得していない」としか書かれておらず、その中に、行政文書ではない、廃棄していない、そもそも作成取得していない、の3つのいずれかの意味が含まれている。
- こうした理由付記については、情報公開・個人情報保護審査会は、違法ではないと答申している。
- 理由付記の明確化は、請求者の正当な権利保障として必要であるが、原稿の情報公開法の規定、および行政手続法の規定では十分に担保されていないため、情報

公開法での規定の追加が必要

(2) 手数料の問題

- ・ 開示請求手数料の削除。
- ・ 開示実施手数料の見直し
→電子媒体での開示の実施の場合に割高
- ・ 開示実施手数料の减免の検討

(3) 情報公開・個人情報保護審査会の運営

- ・ 審査会において意見陳述は最近ほとんど認められていない。答申では諮問庁からの聴取を行っているので、審査会の公平性・第三者性に疑義を持っている申立人は多い。
- ・ 不存在決定を争う諮詢の場合の審査会の関与の在り方と、公文書管理委員会との連携

(4) 情報公開訴訟

- ・ インカムラ審理手続の導入の必要性
- ・ 行政事件訴訟法の改正によらず規定を設ける場合、自治体情報公開条例における情報公開訴訟への適用を可能とするよう規定を整備

(5) 長期保存文書の扱い

- ・ 明治期をはじめ、超長期にわたり現用文書として行政機関が保有している行政文書の管理の在り方と、開示請求に対する対応の問題
- ・ 国立公文書館等に移管されていれば、利用の申し出に対し時間の経過を踏まえた可否が判断されるが、移管されていないことにより、開示・不開示の判断に時間の経過が考慮されない

7 その他

- ・ 司法分野、立法府に関しては、市民からの情報に対するアクセスという観点からすると、結果的にもっとも民主的ではない
- ・ 行政機関と同等の情報公開制度と公文書管理制度の制定が必要

以上

行政の透明化に向けて

すべての決定の基礎は、情報にあります。政府が持つ情報を開放し、国民がその情報を共有して行政に参画する機会を持つことは、健全な民主主義の発展を支えるものであり、国民的目線で行政全般のあり方を見直す「行政刷新」の基本です。

私たちは、「事業仕分け」や各府省における「行政事業レビュー」など、政策の意思決定過程を透明化する“新たな動き”を進めています。意思決定過程の透明化は、より広く国民の行政への参加を促すと共に、公正な意思決定にもつながります。

外務省で、いわゆる「密約」の存在を裏付ける文書が発見されました。外交・安全保障上、“公にしない”という高度な政策判断の余地があるのは否定しません。しかし、そのような高度な政策判断が下されたのであれば、後世に十分な検証を行い、非公開としたことの是非を評価すべきです。重大な政策の意思決定は、次代の批判に晒されるべきであって、歴史がその審判を下すことになるでしょう。

行政刷新の第一歩は、行政の「無謬性」を過去のものとすることです。「行政は過ちを犯さない」という考え方こそが、「由らしむべし知らしむべからず」という姿勢となって、不透明な意思決定過程につながってきたのではないでしょうか。検証が不可能であるということと、誤りがないということは、全く異なるものです。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要なのです。

平成13年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行され、平成16年の「情報公開法の制度運営に関する検討会」において、情報公開制度全般にわたる検討が行われました。しかし、残念ながら、情報公開法の改正には至りませんでした。

「行政透明化検討チーム」では、この法律をはじめとする関係法令が「国民の知る権利」を保障したものであることを確認し、かつ事後の救済手続の公正を担保するための見直しの方向性を示したいと思います。そして、さらなる情報の公開を国民に保障すべく、国民の皆さんからの意見を受け止めつつ、「真に開かれた行政」を実現していく所存です。

平成22年4月20日
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
枝野 幸男

情報公開制度の改正の方向性の概要

情報公開法が「国民の知る権利」を保障するものであることを確認し、あわせて情報公開法を、「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容の法律に改正します。

「国民の知る権利」の保障

開示対象の拡大・明確化

- 不開示情報の厳格化
不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、厳格化します。特に、不開示情報該当性の判断につき、実施機関に広範な裁量を与える規定を見直します。
- 内閣総理大臣の措置要求制度
開示すべき文書が確実に開示されるようにするために、行政機関の長が、不開示決定をした場合に、内閣総理大臣が、行政機関の長に対し、不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができる制度を設けます。

開示手続の迅速化・強化

- 開示実施手数料の減額・減免規定の強化
開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げます。
- 開示決定までの期限の短縮
開示請求から開示決定等までの原則的期限を30日から14日に短縮します。また、期限の特例として、無期限の延長が許されていた規定を改め、法定期限(60日)を導入します。
- 期限内に開示決定等がなされない場合の救済
期限内に開示決定等がなされない場合には、不開示決定がなされたものとみなすことができるものとすることにより、直ちに不服申立てや情報公開訴訟に移行することができるようになります。

事後救済制度の強化

- 不服申立てにおける諮詢手続の強化
不服申立てがなされてから審査会への諮詢を行うまでの期間が法定されていなかったことを改め、法定期限(14日)を導入します。
- 情報公開訴訟手続の抜本的強化
情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにします。
また、裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面(いわゆるウォーン・インデックス)の作成・提出を求める手続を導入します。
さらに、裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入します。

情報公開制度の改正の方向性について

国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指すため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律をはじめとする情報公開制度を、以下の方向で見直すことを見直すべきではないか。

(注) この書面における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

「独立行政法人等情報公開法」 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）

「公文書管理法」 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

「内閣府設置法」 内閣府設置法（平成11年法律第89号）

「総務省設置法」 総務省設置法（平成11年法律第91号）

第1 目的の改正（行政機関情報公開法第1条、独立行政法人等情報公開法第1条、公文書管理法第1条関係）

法律の目的において、「国民の知る権利」の保障の観点を明示するべきではないか。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにすべきではないか。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示する。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それ

らの「おそれがある情報」と改める。

4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

第3 開示請求から実施までの手続に関する改正

迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするために、手続面での改正をすべきではないか。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正をすべきではないか。具体的には以下のとおり。

1 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由を書面により示さなくてはならないものとする。

2 内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）

- (1) 行政機関の長が、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、内閣総理大臣に対し、その旨を報告するものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して不開示決定の取消その他の必要な措置をとるように求めることができるものとする。

3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）

開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないものとする。

4 開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長・独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしなければならないものとする。

5 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等をしないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。

6 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。

第4 審査会への諮詢等に関する改正（行政機関情報公開法第18条、独立行政法人等情報公開法第18条関係）

開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護審査会に対する諮詢は、当該不服申立てのあった日から14日以内にしなければならないものとしてはどうか。また、審査会を裁決機関とすることについて検討してはどうか。

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実に行うため、いわゆる「ヴァーン・インデックス」の作成・提出に関する手続（下記2）を創設するとともに、いわゆる「インカムラ審理」（下記3）を導入してはどうか。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにしてはどうか。具体的には以下のとおり。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟（以下「情報公開訴訟」という。）は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとする。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができるものとする。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

- (1) 情報公開訴訟においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等につき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることができないと認めるときは、申立てにより、決定で、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命ずることができるものとすること。この場合においては、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができないものとする。
- (2) 裁判所は、(1)の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) 裁判所は、(1)の決定をしたときは、同項の行政機関の長・独立行政法人に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではないものとする。
- (4) (1)の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

第6 適用対象の範囲等に関する改正

現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充すべきではないか。

1 国会関係

衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

2 裁判所関係

最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）
国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の視点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大する。また、情報の提供に関する施策をさらに充実させる。

第7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の所管に関する改正（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係）
行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管してはどうか。

第8 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》）

第5の1から3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟に準用する等の措置を講じてはどうか。